**子育て支援こうのす乗合タクシー利用券支給事業について**

安心して子育てできる環境を整備するため、乳幼児健康診査をはじめ、医療機関の受診、その他日常生活において移動支援を目的にこうのす乗合タクシー利用券を交付します。

**１　対象者と助成等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 助成額 | 交付時期 |
| １か月児健康診査 | 対象の乳幼児の保護者 | ３００円券を２枚 | 出生届提出時 |
| ４か月児健康診査 | ４か月児健康診査案内発送時 |
| １歳６か月児健康診査 | １歳６か月児健康診査案内発送時 |
| ３歳児健康診査 | ５００円券を２枚 | ３歳児健康診査案内発送時 |

**２　有効期限** 交付日から６か月後の末日（利用券に有効期限記載あり）

**３　使用方法**

**①事前に「こうのす乗合タクシー」の利用登録が必要です** （乳幼児を含め乗車する方全員の登録が必要）

|  |  |
| --- | --- |
| 【申請書を予約センターに送付する場合】 | 【窓口提出の場合】 |
| ・FAX　０４８－５９８－６４０３ | ・鴻巣市役所自治振興課 ・吹上支所地域クループ・川里支所地域グループ ・市民サービスコーナー・市民センター ・各公民館／生涯学習センター |
| ・郵送　　 〒３６５－００３８　鴻巣市本町４－１－５３予約センター（東洋タクシー内） |

**②予約制です**

|  |  |
| --- | --- |
| 電話予約 | ＷＥＢ予約 |
| ・予約受付　乗車希望日の１週間前から当日３０分前までとなります。・住所、氏名、利用日、希望時間、乗車人数、乗車地、　降車地を伝えて予約してください。・運行時間　８：３０～１８：００・電話受付時間　８：３０～１７：３０　**０４８－５９８－６４０２** | ・鴻巣市版ポケットＢＵＳ停利用者番号と仮パスワードが必要になりますので初回のみ予約センターにお電話ください。 |

**③車両側面に「こうのす乗合タクシー」と表示した車両が迎えに行きます**

**④運賃お支払い時に利用券を運転手にお渡しください。**なお、母子健康手帳の掲示を求められる場合があります。

**利用券の注意事項**

１　この利用券は、使用時に市民の方のみ使えます。

２　有効期限を過ぎた券は、使用できません。

３　この利用券の再交付はしません。紛失しないように保管してください。

４　この利用券を利用できるタクシーは、こうのす乗合タクシーに限ります。

５　この利用券を利用する時は、事前にこうのす乗合タクシーの登録と予約が必要です。

６　タクシーを利用する時は、利用券を乗務員に提出してください。

７　この利用券を他人に譲渡するなど不正に使用した場合、利用額を返還していただきます。

**※　利用券の裏面のアンケートにご協力ください。**

【問合せ】 子育て支援課母子保健担当

〒３６５－００３２　鴻巣市中央２－１

電話　０４８－５４３－１５６２